

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

「平成21年4月1日から平成25年3月31日」を「平成24年8月1日から平成27年4月29日」に、「100分の20」を「100分の25」に改める。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間及び減額率を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

┌ 傍線は削除  
└ 太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで  
**平成24年8月1日** **平成27年4月29日**  
の間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分  
**100分**  
の20に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切  
**の25**  
り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。